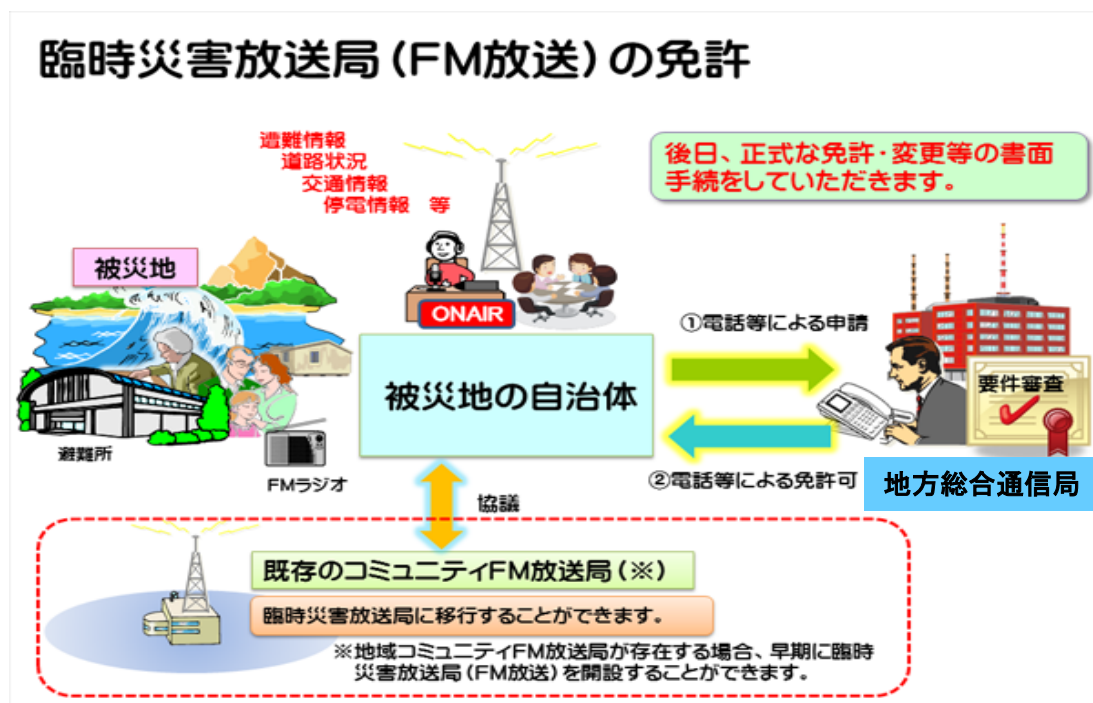


臨時災害放送局免許への機動的対応（臨機の措置）

- 地震、洪水等の災害発生時に、災害や避難所情報等の放送を行う「FM放送局」を臨時に開設する場合、地方公共団体等※1からの口頭、電話連絡等の申請※2により、即時に「FM放送局」を開設、放送を開始することが可能。
- 既存の「コミュニティFM局」を臨時災害放送局として、指定も可能。

※1 【免許主体】被災地の地方公共団体等の災害対策放送を行うに適した団体

※2 【申請内容】免許主体、目的、放送対象地域、周波数・空中線電力、送信場所、免許期間



【注意事項】

いざというときに、口頭で免許手続きを行い、免許を受けることができますが、既存のFM放送局に混信妨害を与えるような場合は免許されません。

有限な資源である電波(周波数)を使用するために、電波が混雑している地域では免許できない場合もあります。

なお、臨時災害放送局の開設には、無線従事者(第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士)の選任が必要となります。

中国管内での開設実績

平成30年7月豪雨の被災地の方々へ災害や生活支援情報等、被害軽減のための情報を提供する目的で、広島県熊野町及び坂町が開設。



広島県熊野町

広島県坂町

参考:『地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト』

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html

『臨時災害放送局開設の手引き』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000635159.pdf

『災害対応のための「臨時災害放送局用設備」の配備完了』(令和元年6月27日 報道資料)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000238.html